

平成二十五年法律第四十八号

目次	平成二十五年法律第四十八号
第一章 総則（第一条・第二条）	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 条約の実施に関する法律
第二章 子の返還及び子との面会その他の交流 に関する援助	
第一節 中央当局の指定（第三条）	
第二節 子の返還に関する援助	
第一款 外国返還援助（第四条—第十条）	
第二款 日本国返還援助（第十一条—第十 五条）	
第三節 子との面会その他の交流に関する 援助	
第一款 日本国面会交流援助（第十六条— 第二十条）	
第二款 外国面会交流援助（第二十一条— 第二十五条）	
第三章 子の返還に関する事件の手続等	
第一節 返還事由等（第二十六条—第二十八 条）	
第二節 子の返還に関する事件の手続の通則 (第二十九条—第三十一条)	
第三節 子の返還申立事件の手続	
第一款 総則	
第一目 管轄（第三十二条—第三十七 条）	
第二目 裁判所職員の除斥及び忌避（第 三十八条—第四十二条）	
第三目 当事者能力及び手続行為能力 (第四十三条—第四十六条)	
第四目 参加（第四十七条—第四十九 条）	
第五目 手続代理人及び補佐人（第五十 一条—第五十四条）	
第六目 手續費用（第五十五条—第五十 九条）	
第七目 子の返還申立事件の審理等（第 六十一条—第六十八条）	
第八目 電子情報処理組織による申立て 等（第六十九条）	
第九目 当事者に対する住所、氏名等の 秘匿（第六十九条の二）	
第一款 第一審裁判所における子の返還申 立事件の手続	

第一目 子の返還の申立て（第七十条）
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第七十二条）
第四目 目子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）
第五目 審理の終結等（第八十九条・第九十条）
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）
第七目 裁判によらない子の返還申立事件の終了（第九十九条・第一百零一条）
第三款 不服申立て
第一目 終局決定に対する即時抗告（第一百一条—第一百七条）
第二目 終局決定に対する特別抗告（第一百八条—第一百十条）
第三目 終局決定に対する許可抗告（第一百十一条—第一百十二条）
第四目 終局決定以外の裁判に対する不服申立て（第一百十三条—第一百六十六条）
第四款 終局決定の変更（第一百十七条・第一百十八条）
第五款 再審（第一百十九条・第一百二十条）
第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告（第一百二十一一条）
第五節 出国禁止命令（第一百二十二条—第一百三十三条）
第四章 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則（第一百三十四条—第一百四十三条）
第五章 家事事件の手続に関する特則
第一節 子の返還申立事件に係る家事調停の手続等（第一百四十四条—第一百四十七条）
第二節 その他の交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則（第一百四十八条—第一百四十九条）
第六章 過料の裁判の執行等（第一百五十五条）
第七章 雜則（第一百五十一条—第一百五十三条）
附則

第一条 (目的) この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定め、もつて子の利益に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条約締約国 日本国及び日本国との間で条約が効力を有している条約の締約国（当該条約国が条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合にはあつては、当該宣言により条約が適用される当該締約国の領域の一部又は領域内の地域）をいう。

二 子 父母その他の者に監護される者をいう。

三 連れ去り 子をその常居所を有する国から離脱させることを目的として当該子を当該国から出国させることをいう。

四 留置 子が常居所を有する国からの当該子の出国の後において、当該子の当該国への渡航が妨げられていることをいう。

五 常居所地国 連れ去りの時又は留置の開始の直前に子が常居所を有していた国（当該国が条約の締約国であり、かつ、条約第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による宣言をしている場合にあつては、当該宣言により条約が適用される当該国）をいう。

六 不法な連れ去り 常居所地国の法令によれば監護の権利を有する者の当該権利を侵害する連れ去りであつて、当該連れ去りの時に当該権利が現実に行使されていたもの又は当該連れ去りがなければ当該権利が現実に行使されていいたと認められるものをいう。

八 子の返還 子の常居所地国である条約締約国への返還をいう。

第二章 子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助

第三条 我が国の条約第六条第一項の中央当局は、外務大臣とする。

第一節 中央当局の指定

第二節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助

(外国返還援助申請)

第四条 日本国への連れ去りをされ、又は日本国において留置をされている子であつて、その常居所地国が条約締約国であるものについて、当該常居所地国の法令に基づき監護の権利を有する者は、当該連れ去り又は留置によつて当該監護の権利が侵害されていると思料する場合には、日本国からの子の返還を実現するための援助(以下「外国返還援助」という。)を外務大臣に提出しなければならない。

二 外国返還援助の申請(以下「外国返還援助申請」という。)を行おうとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(日本語又は英語により記載したものに限る。)を外務大臣に提出しなければならない。

一 外国返還援助申請をする者(以下この款において「申請者」という。)の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所(外国返還援助申請において返還を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という。)の常居所地国におけるものに限る。第七条第一項第四号において同じ。)の所在地

二 申請に係る子の氏名、生年月日及び住所又是居所(これらの事項が明らかでないときは、その旨)その他申請に係る子を特定するために必要な事項

三 申請に係る子の連れ去りをし、又は留置をしていると思料される者の氏名その他当該者を特定するために必要な事項

四 申請に係る子の常居所地国が条約締約国であることを明らかにするために必要な事項

五 申請に係る子の常居所地国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有し、かつ、申請に係る子の連れ去り又は

助」という。)を外務大臣に申請することができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、日本国返還援助の申請(以下「日本国返還援助申請」という。)について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第七条第一項第四号」とあるのは、「第十三条第一項第四号」と、同項第四号中「条約締約国」とあり、及び同項第五号中「申請に係る子の常居所地図」とあるのは「日本国」(と読み替えるものとする)。

第十二条 外務大臣は、日本国返還援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合を除き、日本国返還援助の決定(以下「日本国返還援助決定」という。)をし、遅滞なく、日本国返還援助申請をした者(以下この款において「申請者」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、第十四条に規定する措置をとるものとす

3 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第十五条に規定する措置
二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中核当局との連絡

(日本国返還援助申請の却下)

第十三条 外務大臣は、日本国返還援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国返還援助申請を却下する。

一 日本国返還援助申請において返還を求めている子(以下この款において「申請に係る子」という。)が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が所在している国又は地域が明瞭でないこと。

三 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所(申請者が法人その他の団体である場合にあっては、事務所の所在地)が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請に係る子の常居所地図が日本国でないことが明らかであること。

六 申請に係る子が所在していると思われる時に、申請に係る子が所在していると思われる。

料される国又は地域が条約締約国でなかつたこと。

該中央当局に提供することに同意しているとき。

七 日本国の法令に基づき申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していないことが明らかであり、又は申請に係る子の連れ去り若しくは留置により当該監護の権利が侵害されていなことが明らかであること。

外務大臣は、前項の規定により日本国返還援助申請を却下した場合には、申請者に直ちにその旨及びその理由を通知しなければならない。

(日本国返還援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中央当局への送付)

第十四条 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、第十一條第二項において準用する第四条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報(子の社会的背景に関する情報の条約締約国の中央当局への提供)

第十五条 外務大臣は、日本国への子の返還に関する事件が日本国以外の条約締約国の裁判所又はその他の審判を行う機関(以下この項及び次項において「外国裁判所等」という。)に係属しており、当該条約締約国の中央当局から当該子の返還に係る子の日本国内における心身、養育及び就学の状況その他の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供を求められた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該条約締約國の中央当局に提供するため政令で定めるところにより、国の行政機関及等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び当該子に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該情報の提供を求めることができる。

4 当該中央当局が、当該外国裁判所等の依頼を受けて当該事件に関する調査を行うために外務大臣に対し当該情報の提供を求めておる者(当該子が当該手続の当事者である場合にあっては、当該子を除く。)が当該情報を当該

明瞭でないときは、その旨)その他申請に係る子を特定するために必要な事項。

三 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の氏名その他当該者を特定するため必要な事項。

四 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができ、かつ、申請者の申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていないと認めるとき。

二 当該情報が、前項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。

一 当該情報が、前項に規定する中央当局に對してのみ提供することができる。

3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報(日本国面会交流援助申請)

第十六条 日本国内に所在している子であつて、面会その他の交流をすることができない直前に常居所を有していた国又は地域が条約締約国であるものについて、当該国又は地域の法令に基づき面会その他の交流をすることができる者は(日本国以外の条約締約國に住所又は居所を有しているものに限る。)は、当該子との面会には、当該子との面会には、当該子との面会その他の交流を実現するための援助(以下「日本国面会交流援助」という。)を外務大臣に申請することができる。

4 日本国面会交流援助申請は、日本国外の条約締約國の中央当局を経由してすることができることを証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 申請者が申請に係る子と同居していると思料される者の氏名、住所又は居所その他當該者を特定するため必要な事項(これら的事項が明らかでないときは、その旨)

6 申請に係る子と同居していると思料される者の氏名、住所又は居所その他當該者を特定するため必要な事項(これら的事項が明らかなことを明らかにするために必要な事項)を明確に記載するための事項を記載した書面(日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。)及び前項に規定する書類を外務大臣に提出しなければならない。

(日本国面会交流援助の決定及び通知)

第十七条 外務大臣は、日本国面会交流援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合及び第十九条第一項の規定により

4 やり記載した申請書(日本語又は英語により記載したものに限る。)を外務大臣に提出しなければならない。

1 日本国面会交流援助申請(以下この款において「申請者」という。)の氏名及び住所又は居所

2 日本国面会交流援助の申請(以下「日本国面会交流援助申請」という。)を行おうとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(日本語又は英語により記載したものに限る。)を外務大臣に提出しなければならない。

3 申請に係る子の常居所地図が日本国でないことが明らかであること。

4 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所(申請者が法人その他の団体である場合にあっては、事務所の所在地)が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

5 申請に係る子が所在していると思われる。

6 申請に係る子が所在していると思われる。

7 申請に係る子の常居所地図が日本国でないことが明らかであること。

8 申請に係る子の連れ去りの時又は留置の開始の時に、申請に係る子が所在していると思われる。

2 外務大臣は、日本国面会交流援助決定をした場合には、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十条において準用する第九条又は第十一条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

三 この法律に定める手続その他の子との面会その他の交流の実現に関連する日本国の法令に基づく制度に関する情報の申請者への提供

(日本国面会交流援助申請の却下)

第十八条 外務大臣は、日本国面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国面会交流援助申請を却下する。

一 申請に係る子が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。

三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請者が日本国内に住所若しくは居所を有していることが明らかであり、又は日本国以外の条約締約国に住所若しくは居所を有していないことが明らかであること。

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。

七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができないことが明らかであること。

外務大臣は、前項の規定により日本国面会交流援助申請を却下した場合は、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第十九条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかでない。

2 前条第一項第四号に該当しないときは、第十六条第二項の申請書(申請者が同条第四項の規定により日本国面会交流援助申請をした場合にあつては、同項に規定する書面)及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

第十八条 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助に關する準用規定)

第二十条 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国面会交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、

第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十

九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流に関する事件若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流に関する事件又は」と、「これらら」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

第二十一款 外国面会交流援助申請(外国面会交流援助申請)

第一条 日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

第二十二条 外務大臣は、外國面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外國面会交流援助申請を却下する。

一 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

第二十三条 外務大臣は、外國面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外國面会交流援助申請を却下する。

一 外國面会交流援助申請において面会その他の交流を求められている子(以下この款において「申請に係る子」という。)が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。

三 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請者が日本国内に住所又は居所を有していいる子であつて、面会その他の交流をすることができるなくなる直前に常居所を有していた国又は地域が条約締約国であるものについて、当該

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域が条約締約国でないこと。

七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができないことが明らかである。

外務大臣は、前項の規定により日本国面会交流援助申請を却下した場合は、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

第十九条 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかでない。

2 があつた場合には、次条第一項の規定によりこ

れを却下する場合を除き、外國面会交流援助の決定(以下「外國面会交流援助決定」という。)をし、遅滞なく、外國面会交流援助申請をした者(以下この款において「申請者」という。)にその旨を通知しなければならない。

第二十四条 外務大臣は、外國面会交流援助決定をした場合には、第二十一条第二項において準用する第十六条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

第二十五条 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。

(外國面会交流援助の決定及び通知)

第二十六条 第十五条の規定は、外務大臣に対し外國面会交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本への子の返還」とあるのは「申請に係る子についての子との面会その他の交流」と、「当該子の返還に係る子」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

第二十七条 裁判所は、子の返還の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、子の返還を命じなければならない。

一 子が十六歳に達していないこと。

二 子が日本国内に所在していること。

三 常居所地国(当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に、常居所地国が条約締約国であつたこと。

四 当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること。

五 当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること。

六 その他(子の返還拒否事由等)

第二十八条 裁判所は、前条の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるときは、子の返還を命じてはならない。

ただし、第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事由がある場合であつても、一切の事情を

その旨及びその理由を通知しなければならない。

い。

(外國面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

約締約国の中中央当局へ

に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

外務大臣は、外國面会交流援助決定をした場合には、前項に規定するものほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十四条に規定する措置をとるものとする。

二 外務大臣は、外國面会交流援助決定をした場合には、前項に規定するものほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置

二 外務大臣は、外國面会交流援助決定をした場合には、前項に規定するものほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

4 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで子の返還申立事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 子の返還申立事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官又は子の返還申立事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう)。次条第三項ただし書において同じ。)がすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第四十条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第三十八条、第三十九条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった子の返還申立事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等(受命裁判官又は受託裁判官にあっては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)がすることができる。

(家庭裁判所調査官の除斥)

第四十二条 家庭裁判所調査官の除斥については、第三十八条並びに第四十条第二項、第八項及び第九項の規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあったときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てに關する手続を停止する。

3 家庭裁判所調査官の所属する裁判所がする。

第三目 当事者能力及び手続行為の能力

(当事者能力及び手続行為の原則等)

第四十三条 当事者能力(子の返還申立事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」といふ。)をすることができる能力(以下この項において「手続行為能力」という。)、手続行為能力を欠く者の法定代理、手続行為をするのに必要な授權及び法定代理権の消滅については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十三条、第三十四条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項の規定を準用する。

2 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人の同意を要することなく、又は法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。被保佐人又は被補助人について、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

3 後見人が他の者がした子の返還の申立て又は抗告について手続行為をするには、後見監督人の同意を要しない。

4 後見人が次に掲げる手續行為をするには、後見監督人の同意がなければならない。

一 子の返還の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する即時抗告、第一百八条第一項の抗告又は第一百十一条第二項の申立ての取下げ

第四十四条 親権を行う者は、未成年者又は成年被後見人を代理して手續行為をする

(特別代理人)

第四十五条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人

理人が代理権を行なうことができない場合において、子の返還申立事件の手續が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができます。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて同一の授權がなければならぬ。

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができます。

4 特別代理人が手續行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬ。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(法人の代表者等への準用)

第四十六条 法人の代表者及び法人でない社団又は財團で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

第四目 参加

(当事者参加)

第四十七条 当事者となる資格を有する者は、当事者として子の返還申立事件の手續に参加することができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として子の返還申立事件の手續に参加させることができる。被保佐人又は被補助人について、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

3 後見人が他の者がした子の返還の申立て又は抗告について手續行為をするには、後見監督人の同意を要しない。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(子の参加)

3 後見人が次に掲げる手續行為をするには、後見監督人の同意がなければならない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、返められている子は、子の返還申立事件の手續に参加することができる。

3 第一項の規定による参加の申出は、書面でしなければならない。

(裁判長による手續代理人の選任等)

第四十八条 子の返還申立事件において返還を求められている子を、子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、職権で、返還を求められている子を、子の返還申立事件の手續に参加させることができる。

3 第一項の規定による参加の申出は、書面でしなければならない。

4 裁判所は、子の返還申立事件において返還を求める子が、子の返還申立事件の手續に参加することができる。

(手續代理人の資格)

第五十条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手續代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手續代理人とすることはができる。

2 前項ただし書の許可是、いつでも取り消すことができる。

第五目 手續代理人及び補佐人

(手續代理人の資格)

第五十一条 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人(以下この条において「未成年者等」という。)が手續行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手續代理人に選任することができる。

2 未成年者等が前項の申立てをしない場合においても、申立てにより、弁護士を手續代理人に選任する旨を命じ、又は職権で弁護士を手續代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手續代理人に選任した弁護士に対し未成年者等が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(手續代理人の代理権の範囲)

第五十二条 手續代理人は、委任を受けた事件について、参加及び強制執行に関する行為をしきつて、弁済を受領することができる。

5 第一項の規定による参加の申出を却下しなければならない。

2	手続代理人人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。
一	子の返還の申立ての取下げ又は和解
二	終局決定に対する即時抗告、第八百八条第一項の抗告若しくは第八百十一条第二項の申立て又はこれらの取下げ
三	第二百二十二条第三項に規定する出国禁止命令の申立て又はその取下げ
四	第一百四十四条の同意
五	代理人の選任
六	手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。
七	前二項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。
八	(手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用)

2	第五十三条 民事訴訟法第三十四条(第三項を除く)、第三十六条第一項及び第五十六条から第五十八条まで(同条第三項を除く。)の規定は、手続代理人及びその代理権について準用する。
3	第五十四条 子の返還申立事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。
4	(手続費用の負担)
5	第五十五条 子の返還申立事件の手続の費用(以下「手続費用」という。)は、各自の負担とする。
6	2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び手続に参加した子がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。(手続費用の負担の裁判等)
7	第五十六条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用(裁判所が第二百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に関する手続の費用を含む。)の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。
8	上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合は、手続の総費用(裁判所が第二百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に付した場合にあっては、手続の総費用を支払う資力がない者又はそ

2	第五十七条 裁判所が第二百四十四条の規定により事件を家事調停に関する手続の費用を含む。)に事調停に付した場合において、調停が成立し、告子の返還申立事件の手続費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。
3	第五十八条 (手続費用に関する民事訴訟法の準用等)
4	第五十九条 民事訴訟法第六十八条から第七十四条までの規定(同法第七十一条第二項(同法第七十二条後段において準用する場合を含む。)及び第八項(同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十七条第一項又は四十八条第一項の規定による参加の申出」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十八条第一項において準用する」と、「ついて、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「第七項まで」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「ついて」とあるものは「ものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。
5	(手続の非公開)
6	第六十条 子の返還申立事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。(調書の作成等)
7	第六十一条 裁判所書記官は、子の返還申立事件の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるとときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。
8	(記録の閲覧等)
9	第六十二条 当事者は、利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付(第四項第一号及び第六十九条第六項において「閲覧等」という。)又は子の返還申立事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
10	前項の規定は、子の返還申立事件の記録中の前項の規定は、子の返還申立事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関するは、適用しない。この場合において、当事者は又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。

2	10 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、前項の規定による即時抗告が子の返還申立事件の手続を不当に遅滞させる目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。
3	11 第三項の申立てが却下されたときは、当該申立てが却下されたときの裁判所の手續を不正に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。
4	12 裁判所は、子の返還申立事件の記録中、第五条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定

11 前項の規定による裁判に対しても、即時抗告をすることができる。	第六十三条 子の返還申立事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、裁判長が行う。
(期日及び期間)	
2 子の返還申立事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。	
3 子の返還申立事件の手続の期日の変更是、頗る著な事由がある場合に限り、することができること。	
4 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。	
5 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、子の返還申立事件の手続及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。	
(手続の併合等)	
第六十四条 裁判所は、子の返還申立事件の手続を併合し、又は分離することができる。	
2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。	
3 裁判所は、当事者を異にする子の返還申立事件についての手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。(法令により手続を続行すべき者による受継)	
第六十五条 当事者が子の返還申立事件の手続を続行することができない場合(当事者の死亡による場合を除く。)には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手續を受け継がなければならない。	
3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に子の返還申立事件の手続を受け継がせることができる。(他の申立権者等による受継)	
第六十六条 子の返還申立事件の申立人の死亡によつてその手続を続行することができない場合	

2 申立て等	第六十七条 送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第一百条第二項、第三款及び第一百十一条を除く。)及び第一百三十条から第一百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第一百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは、「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは、「当該掲示を始めた」と、同法第一百十三条规定による措置を開始した」と、同項第一項の規定によりされた申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
3 第一項の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載する)による他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載する)とをいう。以下この項において同じ。)をすることがとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかるわざ、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。	
4 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。	
5 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の規定による子の返還申立事件の記録の法律の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。	

2 申立て等	第六十八条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。(裁判所書記官の処分に対する異議)
3 第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。	
4 前項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。	
5 第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。	
6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の規定による子の返還申立事件の記録の法律の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。	

2 申立て等	第六十九条 第二審裁判所における子の返還申立事件の手続の申立ての趣旨
3 第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。	
4 前項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。	
5 第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。	
6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の規定による子の返還申立事件の記録の法律の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。	

3	申立人は、一の申立てにより数人の子についての子の返還を求めることができる。
4	子の返還申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い子の返還申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。
5	前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。
6	前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。（申立ての変更）
7	第七一条 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨を変更することができます。ただし、第八十九条の規定により審理を終結した後は、この限りでない。
2	申立ての趣旨の変更は、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。家庭裁判所は、申立ての趣旨の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判を下すことができる。（申立書の写しの送付等）
3	第七十二条 子の返還の申立てがあつた場合は、家庭裁判所は、申立てが不適法であるときは、その規定による手続を定めることができる。
4	申立ての趣旨により子の返還申立事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。
5	前項の規定による子の返還申立書の写しの送付は、公示送達の方法によつては、することができない。
6	第七十三条 第七条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付をすることができない場合について準用する。裁判長は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、子の返還申立書を却下しができる。

7	第七十四条 家庭裁判所は、受命裁判官に子の返還申立事件の手続の期日における手続を行わせることができ。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第八十二条第三項の規定又は第八十六条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。
8	第七十五条 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができる。
9	第七十六条 子の返還申立事件の手続の期日に出頭しないで前項の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。（通訳人の立会い等の他の措置）
10	第七十七条 家庭裁判所は、職権で事実の調査を中心とした調査（以下「事実の調査及び証拠調べ」といいます）を実施する場合は、家庭裁判所は、その他の権限を有する者に対する措置については同法第百五十五条の規定を、それぞれ準用する。

11	第七十八条 聆明は、即時に取り調べることができる。（受命裁判官による手続）
12	第七十九条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。（疎明）
13	第七十条 家庭裁判所は、申立人及び相手方は、それぞれ第二十七条に規定する事由（第二十八条第一項第二号に規定する場合に関する事由を含む。）についての資料及び同項に規定する事由についての資料を提出するほか、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。
14	第七十一条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続の期日における手続指揮権（裁判長の手続指揮権）を行使する場合は、裁判長が手続を指揮する。ただし、裁判長が手続を指揮するときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。
15	第七十二条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。（疎明）

16	第七十三条 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続の期日における手続指揮権（裁判長の手続指揮権）を行使する場合は、裁判長が手続を指揮する。ただし、裁判長が手続を指揮するときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。
17	第七十四条 家庭裁判所は、子の返還の申立てがされる裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その命令に従わぬ者の発言を禁止することができる。
18	第七十五条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査（以下「事実の調査の通知」といいます）を実施する場合は、家庭裁判所調査官は、事実の調査をさせることができる。（事実の調査の通知）
19	第七十六条 家庭裁判所は、子の返還の申立てがされる裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その命令に従わぬ者の発言を禁止することができる。
20	第七十七条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査（以下「事実の調査の嘱託等」といいます）を実施する場合は、家庭裁判所調査官は、事実の調査をさせることができる。（事実の調査の嘱託等）

法律第百十一条第五項」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十一条第五項の規定及び同法第三百二十二条第二項において準用する第三百二十二条第一項第二項」と、同法第三百二十五条第一項前段及び第三百二十五条第一項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をすることとする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第四目 終局決定以外の裁判に対する異議

(不服申立ての対象)

第一百三十三条 終局決定以外の裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。

(受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議)

第一百四十四条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する不服がある当事者は、子の返還申立事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る。

前項の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(即時抗告期間等)

第一百五十五条 終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

第百九条第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

原裁判をした裁判所、裁判官又は裁判長は、即時抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。

第四目 終局決定以外の裁判に対する
二段目

（不服申立ての対象）
第一百三十三条 終局決定以外の裁判に対しては、特

別に定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。
(受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議)
第一百四十四条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、子の返還申立事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることはできないものであるときに限る。
前項の異議の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百五十五条 終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならぬ。ただし、その期間前に提起した即時抗告の（即時抗告其間等）

2 勅力を妨げない。

除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保

3 を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。
第百九条第二項及び第三項の規定は、前項た

4 だし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

(終局決定に対する不服申立ての規定の準用等)
第二項、第一百二条第一項並びに同条第三項、第四条及び第五条（これらの規定を第百十二条第一項において準用する場合を含む）並びに第百十条の規定を除く。）は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。
この場合において、第百三条第六項中「及び第五項」とあるのは、「から第六項まで」と読み替えるものとする。
3 民事訴訟法第三百四十四条第二項、第三百五十五条、第三百六十六条（第一項第一号を除く。）、第三百二十一一条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十四条第二項中「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律」第百十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百三十六条第六項」と、同法第三百十六条第二項中「対しては」とあるのは「対しては、一週間の不变期間内に」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律」第百十六条第一項において準用する同法第三百八十八条第二項の規定及び同法第三百十六条第三項において準用する第三百二十二条第一項」と、同法第三百二十五条第一項前段及び第一項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるの

第四款 終局決定の変更

判所（その決定に対して即時抗告があつた場合における、抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定（第百七条第二項の規定による決定を除く。以下この項において同じ。）をしたときは、当該抗告裁判所）は、子の返還を命ずる終局決定が確定した後に、事情の変更によりその決定を維持することを不当と認めるに至つたときは、当事者の申立てにより、その決定（当該抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定をした場合にあっては、当該終局決定）を変更することができる。ただし、子が常居所地国に返還された後は、この限りでない。

前項の規定による終局決定の変更の申立書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人
二 変更を求める終局決定の表示及びその決定に対する変更を求める旨
三 終局決定の変更を求める理由

裁判所は、第一項の規定により終局決定を変更するときは、当事者（同項の申立てをした者を除く。）の陳述を聽かなければならぬ。

第一項の申立てを却下する終局決定に対しても、当該申立てをした者は、即時抗告をすることができるのである。

第一項の規定により終局決定を変更する決定に対しては、即時抗告をることができる。

前各項に規定するものほか、第一項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

（執行停止の裁判）

五百八十九条 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合において、同項の規定による変更の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点につき説明があつたとき

第五款 再審

（再審）

第百十九条 確定した終局決定その他の裁判（事件を完結するものに限る。第五項において同じ。）に対しては、再審の申立てをすることができる。

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

3 民事訴訟法第四編の規定（同法第三百四十四条及び第三百四十九条の規定を除く。）は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しでは、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

（執行停止の裁判）

第一百十条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせ既にした執行処分の取消しを命ずることができない。

2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

Digitized by srujanika@gmail.com

く子の返還の実施を含む。以下「子の返還の代替執行」という。)は、することができない。

民事執行法第百七十二条第一項に規定する方法による子の返還の強制執行の手続において、執行裁判所は、子が十六歳に達した日の翌日以降に子を返還しないことを理由として、同項の規定による金銭の支払を命じてはならない。

第一百三十六条 子の返還の代替執行と間接強制との関係
(子の返還の代替執行と間接強制との関係)
子の返還の代替執行の申立てでは、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、することができない。

一 民事執行法第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき)。

二 民事執行法第百七十二条第一項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

第一百三十七条 子の返還の代替執行の申立ては、債務者に代わって常居所地国に子を返還する者(以下「返還実施者」という。)となるべき者を特定してしなければならない。

第一百三十八条 子の返還の代替執行の申立ては、(子の返還を実施させる決定)

債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定し、かつ、返還実施者を指定してしなければならない。

第一百三十九条 執行裁判所は、前条の規定により返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らし不相当ないと認めるときは、(子の返還の代替執行の申立ての却下)

執行裁判所は、前条の規定により返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らし不相当ないと認めるときは、(子の返還の代替執行の申立ての却下)

執行裁判所は、前条の規定により返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らし不相当ないと認めるときは、(子の返還の代替執行の申立ての却下)

第一百四十条 民事執行法第百七十五条(第八項を除く。)の規定は子の返還の代替執行における

執行官の権限及び当該権限の行使に係る執行裁判所の裁判について、同法第百七十六条の規定は子の返還の代替執行の手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百七十五条第一項第二号中「債権者若しくはその代理人と子」とあるのは、「返還実施者(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する特約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第百三十七条に規定する返還実施者をいう。以下同じ。)」、債権者若しくは同法第四十条第一項に規定する第六項に規定する代理人と子」と、「又は債権者若しくはその代理人」とあるのは「又は返還実施者、債権者若しくは同項に規定する代理人」と、同項第三号及び同条第九項中「債権者又はその代理人」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する第六項に規定する代理人」と読み替えるものとする。

執行官は、前項において準用する民事執行法第百七十五条第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をする際に抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

第一百三十九条 前条第一項の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定し、かつ、返還実施者を指定してしなければならない。

第一百四十一条 執行裁判所は、民事執行法第百七十二条第三項の規定にかかるわらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないで、(子の返還の代替執行の決定をすることができる)。

第一百三十九条 執行裁判所は、前条の規定により返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らし不相当ないと認めるときは、(子の返還の代替執行の申立ての却下)

第一百四十一条 執行裁判所は、前条の規定により返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らし不相当ないと認めるときは、(子の返還の代替執行の申立ての却下)

第一百四十二条 外務大臣は、子の返還の代替執行に關し、立会いその他の必要な協力をすることができる。

第一百四十三条 前条第一項において準用する民事執行法第七十六条の規定は、返還実施者について準用する。

第一百四十四条 家庭裁判所及び高等裁判所は、当事者の同意を得て、いつでも、職權で、子の返還申立事件を家事調停に付することができる。

第一百四十五条 裁判所は、前条の規定により事件を家事調停に付する場合においては、家事調停事件を自ら処理しなければならない。ただし、家事調停事件を處理するために特に必要があると認めるときは、事件を当該裁判所以外の家庭裁判所(第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。)に処理させることができる。

第一百四十六条 裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付したときは、(子の返還の申立ての取下げの擬制)
(付調停)
停の手続等

第一百四十七条 裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立事件について申立ての取下げがあつたものとみなす。

第一百四十八条 外國返還援助決定若しくは日本国面会交流援助決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをする場合において、次の各号に掲げるときには、当該各号に定める家庭裁判所にも、これらの申立てをすることができる。

第一百四十九条 一 子の住所地(日本国内に子の住所がないとき、又は住所が知れないときは、その居所地。次号において同じ。)が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にあるとき

二 一子の住所地が大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内にあるとき

三 前項の申立てに係る審判事件及び調停事件は、日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であつて、日本国内に子の住所がないとき又は居所が知れないときは、東京家庭裁判所の管轄に属する。

第一百五十条 一 子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中に住所等表示部分がある場合には、裁判所は当該住所等表示部分について、家事事件手続法第四十七条规定の規定にかかるわらず、同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、第六十二条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第一百五十二条 裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立事件について申立ての取下げがあつたものとみなす。

第一百五十三条 本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事件の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

第五章 家事事件の手続に関する特則

第一节 子の返還申立事件に係る家事調停申立事件の手続

第一百五十四条 裁判所は、当該事件を家事調停に付したことと同様と認めるときは、事件を家事調停に付する場合においては、家事調停事件を自ら処理しなければならない。ただし、家事調停事件を處理するために特に必要があると認めるときは、事件を当該裁判所以外の家庭裁判所(第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。)に処理させることができる。

第一百五十五条 第四十三条第二項の規定は、前条の規定により事件を家事調停に付した場合の家事調停事件の手続における手続上の行為をすることができない。ただし、前条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるわらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

第一百五十六条 前条の規定により事件を家事調停に付した場合の家事調停事件の手続においてされた家事事件手続法第二百八十四条第一項の規定による審判(同法第二百七十四条第五項の規定により読み替えて適用される同法第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判)に代わる裁判を含む。以下この項及び第一百四十七条において「調停に代わる審判」という。)について、同法第二百八十六条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判(同法第二百七十四条第五項の規定により読み替えて適用される同法第二百八十七条に規定する異議の申立てを却下する審判に代わる裁判を含む。)が確定したときは、当該調停に代わる審判のうち子の返還を命ずる部分は、同法第二百八十七条の規定にかかるわらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

第一百五十七条 裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立事件について申立ての取下げがあつたものとみなす。

第一百五十八条 裁判所が第一百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立事件について申立ての取下げがあつたものとみなす。

第一百五十九条 一 子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中に住所等表示部分がある場合には、裁判所は当該住所等表示部分について、家事事件手続法第四十七条规定の規定にかかるわらず、同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、第六十二条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合は、当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

第六章 過料の裁判の執行等

第一百五十一条 この法律の規定による過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

この法律に規定するもののほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五編の規定（同法第二百十九条並びに第二百二十二条第一項及び第三項の規定並びに同法第二百二十条及び第二百二十二条の規定）並びに規定中検察官に関する部分を除く。）並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百四条の規定を準用する。

第七章 雜則

（審理の状況についての説明）

第一百五十二条 子の返還申立事件の申立て人は外務大臣は、子の返還の申立てから六週間が経過したときは、当該子の返還申立事件が係属している裁判所に対し、審理の状況について説明を求めることができる。

（親権者の指定等についての審判事件の取扱い）

親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する处分についての審判事件（人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第三十二条第一項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判）係属している裁判所に対し、当該審判事件が係属している裁判所は、当該審判事件について裁判をしてはならない。ただし、子の返還の申立てが相当の期間内にされないとき、又は子の返還の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

（総合法律支援法の適用に関する特例）

子との面会その他の交流について定め、又は

施行する。

当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部）（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部）（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部）（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部）

二二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に係る法律第二十八条の二第一項の改正規定並び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（取消しの申立て）の下に「、秘匿決定等とみなす。」を利用するものは、当該事項に関する限り、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の適用については、同法第三十条第一項第二号に規定する国民等とみなす。

二三 第一条の規定並びに附則第二十五条の規定（施行期日）

六条の十一の項の改正規定（「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条规定等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事事補償法（昭和二十一年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第二百三十八号）。以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）。以下「日国連裁判権認定書刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第二百五十一号）。以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中民事執行法第十八条の次に「一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第十八条を第八十六条の二とし、八十五条の次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定(「第八十五条並びに」「第八十五条から第八十六まで及び」に改める部分に限る)、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定

(第九十二条第一項)の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。同法第二百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る)及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定(「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る)、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十三条第三項の改正規定(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条)を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る)、第一百六十一条第一項の規定、第二百一条中会社更生法第二百十一条第三項の改正規定(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条)を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る)、第一百四十九条の次に一条を加える改正規定、第二百九十五条第一項の規定、第二百十九条中民事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十一條の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百四十九条第三項の改正規定(「第十八条」の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る)、第二百六十五条第一項の規定、第三百四十四条の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第

一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（第三項まで、」を「第四項まで、」に改める部分及び「高等裁判所」との下に「第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」と加える部分に限る）、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十二条第五項の改正規定、第三百四十二条中国际的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百三十三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（二、第八十七条の二）を削る部分に限る。）、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日